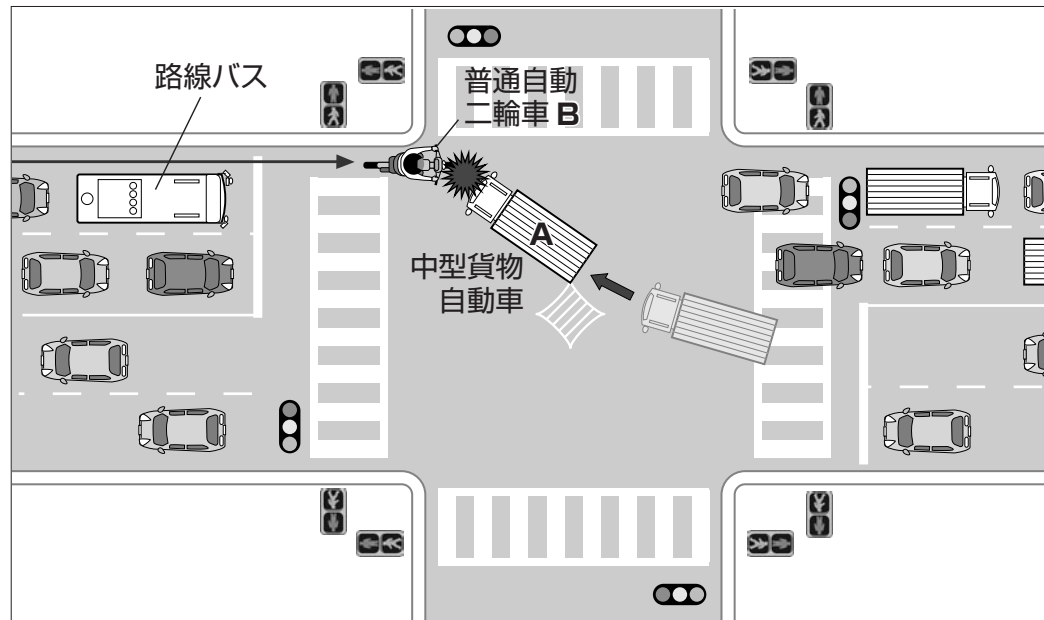


職場における交通安全指導

Part 97

交差点を右折時、二輪車に衝突



事故の概要

- 発生日時
日 時：平成20年7月某日 午前8時30分頃
天 候：曇り
- 道路状況
信号機のある十字路口交差点
- 事故の当事者
運転者A（中型貨物自動車）：25歳、男性
被害者B（普通自動二輪車）：29歳、男性
- 被害状況
A：前部左側バンパーに擦過痕
B：右手首骨折、腰部打撲等（全治4か月）

事故状況

Aは工事現場に建設資材や鋼材等を配送する運送会社に勤務するトラック乗務経験が4年の運転者である。

Aは、当該事故の1年前に信号の変わり目に前車が停止したところに追突して相手運転者に軽傷を負わせる事故を起こし、また半年前にも工事現

場で後方の安全確認をしないで後退して建材を破損させた他、数件の事故を起こしており、事故多発運転者であった。

事故発生当時は、建設資材を工事現場に搬入するため早めに会社を出たが、通勤時間帯と重なり予想以上に道路が混雑し、若干焦り気味の状態で事故現場となった工事現場近くの交差点に差し掛かった。

交差点は青信号であったため、右の方向指示器を出し、交差点の中央付近で右折待機をしていた。

対向車線は、特に通勤時間帯には道路が混雑する路線であり、対向車線の第一通行帯に路線バス、第二通行帯には普通乗用車が渋滞のため交差点手前で停止しており、後続車も続いて停止していた。

Aは「右折をすることができる。」と判断して右折を開始したが、路線バスの陰から走行してきたBの普通自動二輪車に衝突した。

この事故の原因として、Aが交差点を右折時に道路交通法で定められた交差点安全進行義務を十

分に履行せず、「早く工事現場に到着して建設資材を搬入したい。」という気持ちから、対向車線の死角に対する警戒心が疎かになり、対向車両の安全確認をしなかったことが考えられる。

一方、Bについても交差点を走行するにあたって、周囲の安全確認をしないで進入したことが事故の要因として挙げられる。

安全指導

① 右直事故

右直事故とは、交差点を右折する車と対向直進車との事故形態をいいます。

交差点を右折する時、対向直進車には常にその動向の注意を向ける必要がありますが、今回の事例のような対向車の陰から直進中の二輪車と衝突するケースは、事故の多発パターンとなっています。

こうした背景には、

- ・直進車より早く右折しようという焦りから二輪車の存在を見落す。
- ・対向車線が停止しているという安心感から、安全確認を怠る。

等が考えられることから、右折時は徐行し、状況によって一時停止をしながら、安全確認をすることであり、対向車を通過させてから右折をすることも必要です。

また、対向車から「お先にどうぞ」と合図をされたので「右折しても大丈夫だろう。」と判断して事故になるといった「サンキュー事故」も多いことから、対向車から譲ってもらったからといって安心せず、死角部分には必ず車が存在することを意識して、繰り返しの安全確認をしましょう。

② 巻き込み事故

トラックが交差点を左折する時は、車体の構造上から内輪差が大きいため二輪車を巻き込む可能性があります。

巻き込み事故を防止するには、できるだけ道路の左側に沿って走行し、二輪車の並走を避けなけれ

ばなりません。もし並走中の二輪車があった場合には、二輪車を先に行かせてから左折をすることが大切です。

また、二輪車の存在を見落すおそれがあるので、左折時は、一時停止又は徐行しながら、ミラーだけに頼らず、目視でも側方の安全を確かめ、徐々に進行しましょう。

③ 出会頭事故

特に信号機のない交差点では、トラックと二輪車による出会頭事故が多発しています。「出てこないだろう。」という思い込みや「先に行こう。」といった焦りは禁物です。

二輪車の運転者のなかには、一時停止を守らなかったり、交差点で飛び出したりすることがあります。交差点では徐行や一時停止をしっかりと行い、周囲の安全を確かめてから進行しましょう。

二輪車の行動特性

二輪車には構造上、以下のような行動特性があります。

- ・車体が小さいので、軽視されやすい。
- ・広い範囲が見えていない。
- ・車の間を縫うように走行したり、進路変更を頻繁に行う。
- ・バランスを失いやすく、転倒しやすい。

二輪車の行動特性をしっかり理解し、二輪車と並走したら「先に行かせる。」交差点で二輪車を見かけたら「譲る。」など、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

